

令和 3 (2021)年度の栃木県国民健康保険運営方針における取組実績の概要

令和 4 (2022)年10月25日 栃木県保健福祉部国保医療課

国民健康保険事業に係る検証として、栃木県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）に基づく県の実績状況や目標の達成状況等について、栃木県国保運営方針連携会議（以下「連携会議」という。）にフィードバックし、市町と情報を共有するとともに、栃木県国民健康保険運営協議会に報告するもの。

項目		令和 3 (2021)年度の結果概要と今後の取組	
1	国民健康保険の 財政収支について	結果	・市町の国保特別会計において決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行った場合、赤字解消計画を策定し、厚生労働省へ提出の上で赤字解消に向けた取組を進め、毎年度、計画に基づく実施状況を報告しなければならない。 ・令和 3 年度当初の時点では、1 町（壬生町）が令和 4 (2022)年度までに赤字を解消する計画を有していたが、同町の税率改正等の取組により、令和 3 (2021)年度決算をもって赤字の解消となったため、<u>現時点において県内で赤字解消計画を有する市町はいない状態</u>となっている。
		今後の取組	・将来を通じて、国保の安定的な財政運営を確保していくため、各市町の財政運営において決算補填等目的の法定外一般会計繰入が行われることがないように、指導監督等を通じた継続的な助言を実施していく。
2	国民健康保険税の 収納率向上について	結果	・県全体収納率の令和 3 (2021)年度速報値は92.57%（対前年度比0.7%の増）となるが、運営方針に掲げている、<u>被保険者規模別に設定する収納率目標を達成した市町は13市町（前年度12市町）であり、12市町が目標未達成の状況</u>となっている。 ・令和2(2021)年度の収納率では、都道府県別の全国順位が45位（平成25年度から令和元年度46位）となっており、本県の収納率が上昇している状況と同様に、他都道府県の収納率も上昇していることから、<u>全国順位が大きく変動する状況には至っておらず下位の状況が続いている。</u>
		今後の取組	・各市町の収納率向上に向けた取組をより一層支援していくため、徴収に係る専門家の派遣、個別ヒアリングや研修会等を通じた収納担当職員の取組及び口座振替の原則化等による収納対策の促進など、市町ごとの収納率を底上げして、県全体収納率の向上につなげていく。

項目			令和3(2021)年度の結果概要と今後の取組	
3	保険給付の 適正な実施について	保険給付の 点検等	結果	・保険給付の点検では、令和2(2020)年度のレセプト点検による一人当たり財政効果額は1,774円（全国平均2,015円）となり、前年度比では45円の増（全国平均の前年度比は115円の減）、一人当たり財政効果率は0.64％（全国平均0.66％）となり、前年度比では0.02％の増（全国平均の前年度比は0.03％の減）となっている。 ・国保の不当利得への対応について広域的に生じた過誤での事案は発生していないものの、<u>2町において、資格喪失後受診等に伴う不当利得の被保険者に対する返還請求権を放棄する事案が発生した。</u>
			今後の取組	・給付の適正化を確保するため、国保連合会と共同して市町が実施するレセプト点検への実地助言や広域的見地から県が実施するレセプトの3次点検を継続していく。 ・国保の不当利得に係る事務処理については、市町国保主管課長会議等を通じて事務処理の注意喚起を行うほか、指導監督の重点点検項目に設定して状況確認を行うなど、市町における債権管理の徹底を助言していく。
		第三者行為求償 の取組強化	結果	・次の内容については、令和3(2021)年度時点で全市町が取り組む状況となっている。 ➢ 疑いのあるレセプト抽出・被保険者への確認 ➢ 日本損害保険協会等との覚書締結・連携 ➢ 求償事務の評価指標の数値目標の設定 ➢ ホームページによる周知・傷病届様式の提供 ➢ 第三者行為求償研修(国保連合会主催)や求償アドバイザーの助言を得た課題解決の取組 ➢ 求償専門員の設置や国保連合会と連携等、第三者行為直接請求を行う体制を構築 ・傷病発見の手がかりとなる情報提供を受ける体制の構築については、<u>全ての市町が何らかの機関との情報提供体制を構築しているが、消防、警察や病院等の機関別による体制構築には偏りがある状況となっている</u>（機関別の体制構築（延べ市町数）：警察 0市町、消防 3市町、医療機関 7市町、消費生活センター・保健所 25市町）
			今後の取組	・各市町での求償事務の取組強化が図られるよう、指導監督等による助言や研修会等を通じて市町の取組を支援していく。

項目		令和 3 (2021)年度の結果概要と今後の取組	
4	医療費の適正化について	結果	・ 特定健康診査の令和 2 (2020)年度受診率は30.8%（全国平均33.7%）となり、前年度比では6.2%の減（全国平均の前年度比は4.3%の減）、特定保健指導の令和 2 (2020)年度実施率は31.4%（全国平均27.9%）となり、前年度比では0.2%の増（全国平均の前年度比は1.4%の減）となっている。 ・ 国が示す特定健診等実施計画では、<u>特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の目標値を令和 5 (2023)年度に60.0%としているが、本県及び全国平均ともに目標値との差が生じている。</u> ・ 糖尿病等の重症化予防の取組（かかりつけ医との連携した取組）は、令和 3 (2021) 年度時点では、全市町が取り組む状況となっている。
		今後の取組	・ 特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上に向けた市町の取組を支援していくため、市町の実情に応じた助言を行う専門家の派遣やラジオ等の媒体を活用した広報事業の展開等により、市町ごとの受診率・実施率を底上げして、県全体の向上につなげていく。 ・ 糖尿病等重症化予防の市町取組の支援では、リーフレットを活用した栃木県糖尿病重症化予防プログラムの周知等のほか、市町の保健指導担当職員のスキルアップに資する研修会開催などを通じて、ハイリスク者に対する保健指導等の内容充実を図っていく。
5	広域的及び効率的な運営の推進について	結果	・ 保険税水準の統一に向けた検討では、連携会議及び連携会議分科会（財政運営分科会、資格管理・保険給付分科会、国保税分科会、保健事業分科会）における県と市町の議論により、<u>国保を市町単位から県単位へ移行していくことや、令和 6 (2024)年度から国保事業費納付金の算定において市町ごとの医療費水準を考慮しない方法へ移行していくことなど、事務レベルでおおむね共通理解が図られた。</u>
		今後の取組	・ 令和 6 (2024)年度からの次期運営方針を見据えて、保険税水準の統一の定義や統一の工程表（進め方）など、更に具体的な内容について、県と市町の議論を継続していく。

項目	令和3(2021)年度の結果概要と今後の取組
今後の課題	・国保財政運営の責任主体として将来に渡る安定的な財政運営を維持するため、県国保特別会計の収支バランスの確保、保険給付の適正化や医療費適正化の取組など、各種の取組を確実に進めていくほか、<u>次の取組は要因分析を進めながら、目標の達成に向けた市町の支援を着実に実施</u>していかなければならない。 ➤国民健康保険税の収納率向上に資する取組 ➤特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上の資する取組 ・なお、医療費適正化に向けた今後の取組として、国が人生100年時代を見据えて強化している保険者努力支援制度を通じた予防・健康づくりの推進に呼応し、県・市町は、県ヘルスアップ支援事業や市町国保ヘルスアップ支援事業等を活用した取組を推進していく必要がある。 ・平成30(2018)年度の国保制度改革による財政運営の都道府県単位化の趣旨の深化を図るものとして、国が求める将来的な保険税水準の統一（同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）水準）に向けた検討について、<u>令和6(2024)年度からの次期運営方針を見据えて、引き続き、連携会議において県と市町での議論を進めていく必要がある。</u> ・保険税水準の統一に向けた議論を進めるに当たっては、国保の市町村単位から都道府県単位の相互扶助への移行について、統一の理念や定義、市町間の医療費水準の差や収納率向上に係る課題等の整理など十分な議論を行っていく必要がある。 【運営方針の記載】 ➤市町ごとに医療費水準等に差があることに留意しつつ、将来的には保険税水準の統一を目指すこととし、統一化の定義等について、県と市町で議論を進める。 ➤県と市町は、保険税水準の統一化等に向けた議論を深めることに伴い、保険税水準統一化に伴う事業運営上の課題（保険税減免基準の統一化等）について議論するため、連携会議において並行して事業運営上の課題を整理・検討する。